

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十八年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	岩 崎 宏
埼玉県監査委員	石 井 平 夫

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
出庫済み在庫の資産計上について 【報告書 82 ページ】	<p>【指 摘2】出庫済み在庫の資産計上について</p> <p>倉庫から出庫された医薬品及び診療材料については、調剤室や病棟及び手術室で未使用な状態で保管されているものが存在する。在庫計上されているのは、倉庫に保管されている医薬品及び診療材料のみで、調剤室や病棟及び手術室に未使用の状態に保管されている医薬品及び診療材料は、在庫計上されておらず会計帳簿外処理となっている。</p> <p>未使用の医薬品及び診療材料については、倉庫だけでなく調剤室や病棟及び手術室に保管されているもの全てを在庫計上すべきである。</p> <p>病棟及び手術室は、定数管理を実施しているので、調剤室も同様に定数管理を行い、年度末には、医薬品及び診療材料を倉庫から出庫し調剤室や病棟及び手術室に定数になるまで補充すれば倉庫の在庫を確認するだけで、倉庫の在庫数に調剤室、病棟及び手術室の定数量を合計することで全ての在庫数量を計上することが可能になる。</p> <p>なお、循環器・呼吸器病センター及びがんセンターの診療材料については、SPDの利用により全ての在庫はSPDの委託業者の所有となるため上記問題は発生していない。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、「貯蔵品実地たな卸要領」を平成29年3月31日に作成し、同要領の中で未使用医薬品等について在庫計上するよう改めた（在庫計上については平成30年3月31日適用）。</p> <p>なお、平成28年度末に薬剤部で管理している倉庫以外の医薬品について、同要領に基づき試行的に実地たな卸を行った。試行結果の検証を踏まえ、薬剤部以外の在庫計上等を段階的に実施する。</p> <p>今後も見直しを行い、資産価値をより一層正確に表示できるよう取り組んでいく。</p>	<p>循環器・呼吸器病センター がんセンター 小児医療センター</p>

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
固定資産における実地照合の方法について 【報告書 86 ページ】	<p>【指 摘3】固定資産における実地照合の方法について</p> <p>埼玉県病院事業財務規程第113条の2（実地照合）に従って、固定資産の実地照合が実施されていなかった実態は、以下のものであった。</p> <p>循環器・呼吸器病センターにおける資産備品現況調査（実地照合）は、担当者のみの実施となっている。また、固定資産である情報システム関連機器の実地照合は、委託業者に任せきりにせず、資産の所有者である県の職員の直接的な関与が必要である。</p> <p>なお、平成28年度においては新館建設に合わせて、固定資産全体の実地照合と管理シールの確認を、業者への業務委託により実施し、固定資産の現物、台帳の整理を行っている。</p> <p>がんセンターの平成27年度における資産備品の実地照合では、複数名で行っているが担当者のみの実施となっている。</p> <p>埼玉県病院事業財務規程では、第113条の2（実地照合）第1項に「課長、建設課長及び病院の長は、所管する固定資産について、毎事業年度少なくとも一回以上固定資産台帳と当該固定資産を実地について照合し、確認させなければならない。」と定め、第2項に「課長、建設課長及び病院の長は、前項に規定する実地照合を行わせる場合には、所属職員のうちから当該固定資産の管理に直接関係のない職員を立ち合わせなければならない。」と定められている。</p> <p>しかし、全病院において、「当該固定資産の管理に直接関係のない職員」の立ち合いが不完全であった。各病院の用度担当者等に質問したところ、事務局職員のみが立ち合いを行うのは実施困難な状況が確認された。立ち合いを行う「当該固定資産の管理に直接関係のない職員」については、事務局職員以外の者も含まれるのであり、固定資産実地照合における要綱やマニュアル等により、固定資産の実地照合に当たる実施者及び立ち合い者を具体的に規定する必要がある。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、固定資産の実地照合に関する「固定資産実地照合要領」等を平成29年3月に作成し、同要領の中で固定資産の実地照合に当たる実施者及び立ち合い者を規定した。</p> <p>具体的には、①実施者については固定資産の使用者等とし、②立ち合い者である固定資産の管理に直接関係のない職員については、病院の事務局以外の者も含まれると規定した。</p> <p>今後も固定資産の適正かつ効率的な管理に取り組んでいく。</p>	<p>循環器・呼吸器病センター がんセンター</p>

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>保険委員会の審議事項について 【報告書 207 ページ】</p>	<p>【指 摘4】 保険委員会の審議事項について</p> <p>1. 返戻、査定減 がんセンター保険委員会規程には、委員会が審議する事項として、「査定・減点対策に関すること」と定められているが、保険委員会での審議は年に2回程度であり、毎月の返戻、査定減結果については、各診療科の責任者へ報告を行うことで保険委員会での審議に代えていた。その理由について、がん専門病院という特殊性により返戻、査定減の内容には一定の傾向が認められるため、業務効率化の観点から各診療科責任者への報告を行っているとの説明を受けた。</p> <p>2. 再審査請求 がんセンター保険委員会規程には、委員会が審議する事項として、「審査機関への再審査請求に関すること」と定められており、査定減レセプトの再審査請求の可否判断は、保険委員会がすべての査定減案件の内容を確認したうえで審議により決定することになっている。</p> <p>しかし、社保・国保から受領した「増減点・返戻通知書」等から再審査請求可能レセプトを抽出し、エクセルで「診療科別増減点」を作成しているのは医事レセプト点検係（委託先）であり、抽出結果の妥当性について確認が行われていないため、再審査請求可能なレセプトの「診療科別増減点」が適切に作成されないおそれがある。</p> <p>また、再審査請求の可否判断は、担当の各診療科が「診療科別増減点」に基づいて決定しており、再審査請求の可否判断に関する責任の所在が明確になっていない。</p> <p>再審査請求することになったレセプトについては、業務部長の承認を得ているが、保険委員会規程に、会議結果を病院長に報告する旨の定めがあるため、再審査請求することになったレセプトを含め審議結果について、病院長の承認を得る必要がある。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、平成29年1月に保険委員会規程及び再審査請求可能レセプトの決定プロセスの見直しについて検討したところ、返戻・査定減、再審査請求について正確に抽出・判断するには、各診療科や医事レセプト点検係（委託先）の専門性を生かした現在の手続が適切である、との結論になった。</p> <p>そこで、責任の所在を明確にしつつ、その手順を規定する保険委員会規程の改正を平成29年4月27日に行い、運用を改めた。</p> <p>具体的には、①保険委員会の審議事項である再審査請求案件について、その抽出を委託先の支援のもと医事・経営担当が行うこととして責任の所在を明確にした。</p> <p>また、②定例、軽易な事案についても必ず会議を開催するが、電子掲示板等での開催を可能にした。</p> <p>今後も必要に応じて規定を見直していく。</p>	<p>がんセンター</p>

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
	<p>がんセンター保険委員会規程の最終改定は平成15年5月であり、最終改訂から13年以上が経過し、IT化等により業務の進め方に変化が生じていることから、保険委員会規程が現在の業務実態にそぐわない面があることは否めない。現在の業務実態を踏まえて、査定・減点対策に関する保険委員会規程と再審査請求可能レセプトの決定プロセス及び再審査請求に関する保険委員会規程を見直すべきである。</p>		
<p>返戻レセプトの処理状況及び査定減レセプト情報の確認及び保険委員会への報告について</p> <p>【報告書 286 ページ】</p>	<p>【指摘5】返戻レセプトの処理状況及び査定減レセプト情報の確認及び保険委員会への報告について</p> <p>医事担当は、定期的に返戻レセプトの処理状況を確認し、特に処理が滞留しているレセプトの有無を把握し処理が進むよう努めるべきである。</p> <p>また、当センターの保険委員会規程では、診療報酬の請求漏れ対策に関することも同委員会の検討事項とされているため、返戻レセプトの処理状況についても保険委員会に報告すべきである。</p> <p>保険委員会では、医事レセプト係（委託先）がリストアップした「審査分再審査請求依頼」に記載されたレセプトについて再審査請求に関する審議を行っているが、「審査分再審査請求依頼」の記載内容の妥当性について確認が行われておらず、再審査請求可能レセプトが審議対象から漏れるおそれがある。保険委員会には、「審査分再審査請求依頼」だけでなく、「レセプト減点連絡書」も提供し、査定減された全レセプトの内容を保険委員会が確認したうえで、再審査請求決定を行うべきである。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、レセプトの処理に関する事務処理マニュアルを平成29年4月6日に作成した。</p> <p>同マニュアルの中で、査定減・返戻レセプトの処理につき、①返戻処理台帳を作成・管理することとし、②査定減・返戻レセプト及び診療報酬審査支払機関から交付されたレセプト減点連絡書・返戻内訳書を保険委員会に提出し、保険委員会の決定を経て再審査請求するよう規定した。</p> <p>同マニュアルに基づき、適切にレセプトの処理及び保険委員会への報告を行っていく。</p>	<p>小児医療センター</p>

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>食材管理の徹底について 【報告書 440 ページ】</p>	<p>【指 摘6】食材管理の徹底について</p> <p>1. 生鮮食品の納品における検収時には、生鮮食品の鮮度を確保するための検品作業を省略してはならない。 発注書控（兼）検収簿を確認したところ、平成28年3月8日に納品された牛乳及びヨーグルトの測定温度の記入がなかった。10℃以下で保存するよう規定されているものであり、検品時に温度確認を行いその結果を発注書控（兼）検収簿に記入することになっている。 検品時に温度を測定しその結果を発注書控（兼）検収簿に忘れずに記入するよう検品作業を実施する委託業者を指導すべきである。</p> <p>2. 食材は、常に鮮度を把握し必要に応じて適時に廃棄すべきである。 平成28年11月14日に食材在庫の保管状況を調査するため冷凍庫を確認したところ、平成28年8月14日に入庫した少量の食材（魚）が保管されていた。 通常、魚を3カ月も冷凍保管することはないとのことなので、委託業者にたな卸しの確認を徹底するよう指導すべきである。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、以下の対応を行った。</p> <p>1. 委託業者に対し平成28年11月15日に、検品時に生鮮食品の鮮度を確保するため温度を測定し、その結果を発注書控（兼）検収簿に記入するよう指導した。以降、検品状況を確認しており、適切に実施されている。</p> <p>2. 委託業者に対し平成28年11月15日に、棚卸に際しては食材の廃棄漏れ等がないよう確認の徹底を指導した。以降、廃棄漏れについて確認しており、適切に実施されている。</p> <p>また、平成29年2月14日に開催した委託業者との定期協議において、指摘事項の対応について再度指導を行い、再発防止を徹底している。</p>	<p>総合リハビリテーションセンター</p>